

## 教えに現れる死者がもたらすもの

—レヴィナス思想における「第三者」を手がかりにして—

### Gifts from the Dead in Death Education

— Based on “the third” in Levinas’s Thought —

福 若 眞 人

Masato FUKUWAKA

#### 目 次

はじめに

- I 排除される「第三者」と「顔」のうちに現前する「第三者」
- II 不在であることが条件となる非現前の「第三者」
- III 「無限」の責任をもたらす「第三者」の「彼性」
- IV 第三の人間としての「第三者」の介入
- V 第三の人間としての「第三者」がもたらす「意識」と「問い」
- VI 三者関係の「暴力」に対する「問い」

おわりに

#### はじめに

尊厳死や脳死をめぐる生命倫理的な問題や、殺人や虐待などの社会的な問題に対して、教育は「畏敬の念」や「死を通して生きることを学ぶ」といった観点に立脚しながら、「いのち」を大切にすることの実践を模索・試行し続けてきた<sup>1</sup>。そういった学びや教えにおいて、学び手がさまざまな「死」に直面した者と出会う場面がある。

時にそれは、もうすでに存在しない「死者」であったり、あるいは「死にゆく者」であったり、病を抱えた者、傷ついた者、大切な人を喪った者であったりと、その立場はさまざまである。そうした者たちが授業場面に登場するということは、その者たちが学び手にとっては異質な存在、すなわち「他なるもの」として現れうることを意味している。つまり、「死」をめぐる問題と向き合う際、われわれは日常の教師－生徒の関係に収まらない、「他なるもの」との関係に開かれることになるのである。

教育場面で「死」をめぐる問題と向き合う際、そうした「他なるもの」との関係をより具体的に捉えてみようとする、以下のような三つのパターンに類型化できるように思われる。一つ目は、教師自身が「他なるもの」として現れる場合である。とりわけ見られるのは、教師自らが病を抱えながら教壇に

立ち、生徒と直接的に関わるタイプの学びである。二つ目は教師と「他なるもの」との関係を開示することを通して、「他なるもの」が現れる場合である。教師自身が大切な人を喪った経験や、病を抱えた人と関わった経験、そうしたものに立脚しながら「死」と向き合うようなタイプの学びが、これに該当する。そして、三つ目は「他なるもの」と直接的な関係をもたない教師が、「他なるもの」を取り上げながら生徒とともに学ぶという場合である。戦争体験や重い病を抱えた人などをゲストスピーカーに招いて話を聴く、あるいは教材のなかでそういった人物たちを取り上げる、といったタイプの学びが、三つ目の形に当てはまる。

本稿では、以上の三つのパターンのうち、二つ目と三つ目のタイプを取り上げて、教師と生徒、そして「他なるもの」という三者の関係に着目し、とりわけ「他なるもの」を「死者<sup>2</sup>」に限定しながら、死者が教えにおいてどのような役割を果たし、教師や生徒にどのような影響を与えているのかを検討することを目的とする<sup>3</sup>。そのための手がかりとして本稿では、レヴィナス (Emmanuel Lévinas 1906-1995) の「第三者」(le tiers) という概念に着目する。

レヴィナスの思想では、絶対的に他なるもの (l'Autre) としての「他者」(autrui) との関係において、自らの意志に先んじて主体が他者に応答するこ

とを迫られるような〈倫理〉が論じられているが、この他者との関係は、単に主体と他者のみの関係として論じられているわけではない。本稿で取り扱う「第三者」の位相を含めた主体と他者の関係が論じられているという点に、レヴィナス思想の一つの特徴があると言える<sup>4</sup>。そして、この「第三者」を含む主体と他者の関係を軸に、「死」を取り扱う教育場面を捉え返してみることによって、その実践に現れる「他なるもの」としての「死者」が、教師や生徒にどのような影響をもたらしているのかを明らかにしたい。

以下では、具体的に次のような手順で論を進めることにする。まず、『全体性と無限』(1961)を含む前期から中期にかけての思想に着目しながら、レヴィナス思想において、主体と他者のあいだに「第三者」がどのように位置づけられているのかを確認し、その特徴を明らかにする(第1節・第2節)。次に、『存在するとは別の仕方であるいは存在の彼方へ』(1974、以下『存在の彼方へ』と略記)を含めた中期から後期にかけての思想における、主体と他者、そして「第三者」との関係性について確認し、その特徴を見ていく(第3節・第4節・第5節)。そして、「第三者」を含めた主体と他者の関係をめぐる問題について確認したうえで、死者が教えにおいて教師や生徒に何をもたらしているのかを検討することにする(第6節・おわりに)。

## I 排除される「第三者」と「顔」のうちに現前する「第三者」

初期から晩年までレヴィナス思想において一貫して論じられていたのは、「主体」(sujet)のありようについてである。とりわけ主体と他者の関係において、主体のありようは「自己を起点として他者へ向かう」主体、すなわち、まず「私」があって、次いで対象としての他者を志向するような主体のありようと、「他者を起点とする」主体、すなわち「他者によってある」主体のありように区別されている<sup>5</sup>。

初期から中期にかけてのレヴィナスは、「自己を起点とする」主体に関する議論を行いながら、そのような主体の意味や限界を指摘する<sup>6</sup>。この点を踏まえつつ、中期から後期にかけては、「他者によってある」主体のありようについて論じている。後期

においては「身代わり」(substitution)や「曝露」(exposition)といった語を用いながら、他者の「人質」(otage)となるようなあり方を、主体性の条件であると捉えるようになる。そして、『全体性と無限』においては、そのような応答的な主体性の前提となる、「他者」に対する主体のあり方が、「責任」という側面から捉えられている。

このような「私」を起点とせず「他者」と関わりあう関係性は、一見すると親密な関係、例えば「愛の関係」のようなものとして映るかもしれない。だが、『全体性と無限』に先立つ論考「自我と全体性」(1954)において、「愛の関係」とは「二人のあいだだけ」(entre nous)の関係であり、そのような関係、言い換えると「カップルの愛」に基づく社会は「閉じた社会」と捉えられていた(EN 31/32)<sup>7</sup>。そして、この種の親密な社会は「第三者を排除する」とレヴィナスは指摘する(EN 29/29)<sup>8</sup>。

それゆえレヴィナスは、「他者を起点とする」主体が、単に他者にのみ応えれば事足りるわけではないことを認識していた。『全体性と無限』において、「第三者は、他者の眼をとおして私を見つめている」(TI 188/下73)という表現が見られる。ここでの「第三者」の特徴は、主体と他者があって、その外に「第三者」がいるのではなく、主体が向き合う他者の内に第三者がいる、という点である。その場合の「第三者」は、「顔をとおしてのみ生起する」ような「啓示」(révélation)として生起する(TI 282/下268)。

つまり、「第三者」が現前するといっても、それは「私」の目の前に現前することを意味しているわけではない。にもかかわらず、他者に応答することで、他者だけでなく「第三者」にも応答することになると捉えられているのである。現象としては主体にとって「非現前」であったとしても、「第三者」は他者の「顔」のうちに「啓示」として現前している。その意味で「第三者」の現前は、「私たちを見つめるすべての人間の現前」でもあり、レヴィナスは捉えていた(TI 188/下74)。

## II 不在であることが条件となる非現前の「第三者」

ここで、われわれはある問いに直面する。先に見

た「自我と全体性」においては、主体と他者の二者関係が親密になると「第三者」が排除される点が問題視されていた。このときの「第三者」は、具体的に主体と他者の前（ないし間）に現前しうる「第三者」である。これに対し『全体性と無限』における「第三者」は、現象としては主体の前には現前しない、非現前としての「第三者」であった。この違いについて、われわれはどのように理解すればよいのであろうか。

この問いについて考える鍵となるのは、『全体性と無限』においてレヴィナスが捉えようとしていた、主体と他者の非対称的な関係である。「他者」は絶対的に他なるものであり、主体の認識や思考の枠組みに回収されることがないような差異を有している。この点については、レヴィナスが「〈私〉と〈他なるもの〉のあいだの関係は、互いに対して超越している二つの項の不等性からはじまる」と述べている（*TI* 229／下158、傍点は原著イタリック）ことから明らかである。

では、ここでいう「不等性」(inégalité)とは何を意味しているのだろうか。例えばレヴィナスは、「Aに対するBの他性は、単にAの同一性とは区別されたBの同一性から帰結するのではない」と述べる（*TI* 229／下158）。不等性とはこのように、単に〈私〉と〈他なるもの〉のあいだで異なると相対化できるような差異を指しているわけではない。「他者」が絶対的に他なるものであるのは、それが決して比較しえないものであるからなのである。この絶対と比較しえないという点が、主体と他者の「不等性」を意味しているのである。

ゆえに「不等性」が成立するためには、「不等性を廃棄してしまふことができるような外的視点」がないということが条件となる。したがって、この条件を充たすために、「私と〈他なるもの〉とを包括しうる第三者が不在である」ことが必要となると、レヴィナスは捉えたのである（*TI* 229／下159）。

ここまでをまとめると次のように理解することができる。レヴィナスにとって、「他者を起点とする」主体のありようを模索する過程で、主体と他者の非対称的な関係を論じるためには、両者を相対化するような視点となる「第三者」が不在となることを前提としなければならなかった<sup>9</sup>。そのうえで、主体と他者の関係が親密となり「第三者」が排除される

という問題に対しては、「他者」の「顔」のうちに「啓示」として現前する（非現前の）「第三者」に主体が応答するという形での解決を図ろうとしたのである。

このように、主体と他者の関係において「第三者」は、一旦は非現前のものとして捉えられるのだが、第4節で見ると、後期思想において「第三者」は、再び現前する存在として主題化されることになる。その点を念頭におきつつ、次節では、非現前の「第三者」に表れる特徴が、主体と他者の関係にどのような影響を与えているのかについて、見ていくことにしよう。

### Ⅲ 「無限」の責任をもたらず「第三者」の「彼性」

前期から中期にかけて「第三者」が非現前であることは、主体と他者の関係性が非対称的であることこの条件として意義をもつものであると前節で見てきたが、中期から後期にかけてのレヴィナスにあっては、それ以外の意義も見出されるようになる<sup>10</sup>。『全体性と無限』の後に書かれた論考「他なるものの痕跡」(1963)において、彼は「顔がそこから到来するところの彼方」を、「根底的な非直線性という第三の方向の可能性」として捉えている（*EDE* 277／290）。これはいったいどういうことを意味しているのだろうか。

『全体性と無限』では、「顔」の顕現において主体が他なるものを迎え入れると論じられているが、その際、他なるものに対する主体の「対面」には、「直行性」(droiture)<sup>11</sup>という性質が見られていた。だが、他なるものそのものは、主体がまっすぐに見据えても決して捉えきることのできないものである。この捉えられなさが、他なるものが有する〈無限〉という性質につながっている。「顔がそこから到来するところの彼方」とはすなわち、この〈無限〉のことを指しているのである。

つまり、他なるものの迎え入れは、主体からの「直行性」だけでは成し得ず、「根底的な非直線性という第三の方向」からのほたらきが必要となる。この「第三の方向」からのほたらきは、「絶対的に包括不可能な不可逆性」(*EDE* 277-278／290)を有したものであり、レヴィナスはその性質のことを、「彼性」(illéité)と呼ぶようになる。



『存在の彼方へ』においてレヴィナスは、「彼性」について次のように述べている<sup>12</sup>。

彼性は「きみ」とも、対象の主題化とも相容れるものではない。私と連繋することなく私と関わる仕方、彼性はこの仕方を示しているのだ。……存在の彼方なる彼性、それは、彼性が私に到来することで、私は隣人に向けて出発し、隣人へのこの運動を成就するよう強いられるという事態である。……それが他なるものたちに対する私の責任である。(AE 15/45、傍点は原著イタリック)

「彼性」とは、主体の同化がはたらく「きみ」との関係とも、対象との関係とも異なるような関わり方を意味している。そして、主体が「隣人」たる他者に対して責任を負うのは、「彼性」のはたらきによるものであるとレヴィナスは指摘する。このように中期から後期にかけての「第三者」は、それまでの非現前という形で現前するという議論を一步先に進め、それが〈無限〉なる他なるものとして、「顔がそこから到来するところの彼方」から主体に無限の責任を要請するはたらきを有するものと捉えられているのである<sup>13</sup>。

さて、ここまで見てきた「第三者」の特徴から、本稿の冒頭で取り上げた課題、すなわち「死」を取り扱う教えにおいて死者が果たす役割や、死者が教師や生徒に与える影響について、どのように捉えることができるだろうか。

まず、非現前という形で現前し「彼性」を有する「第三者」を、「他なるもの」としての死者と捉えた場合、教師と「他なるもの」との関係を開示することを通じて、「他なるもの」が現れるという二つ目のタイプの学びについて考えられるようになる。このとき、死者は教師という他者の「顔」を通じて、生徒にはたらきかけを行う。教師にとってそれは生徒に対して、死者との関わりをもつ「他なるもの」として現前する機会となる。それにより、死者と関わりをもつ教師と生徒のあいだには、主体と他者の非対称的な関係性が立ち現れてくる。また、生徒にとってそれは、「他なるもの」に対して無条件に応答するという主体のありようへと触発される機会となる、と捉えることができる。

だが、三つ目のタイプの学びについては、この関

係性では捉えることができない。三つ目のタイプの学びについて考えるには、死者をこれまで見てきた「第三者」とは異なるあり方から捉える必要がある。その手がかりとなる「第三者」について、次節以降でレヴィナスとともに確認していくことにしよう。

#### IV 第三の人間としての「第三者」の介入

前期から後期に至る過程において、レヴィナスは「不等性」や「彼性」の条件となるような非現前の「第三者」について論じてきた。ところが、『存在の彼方へ』を含む後期思想においては、これまでとは異なる「第三者」の存在についても語るようになる。例えば彼は、次のように述べている。

……〈無限者〉の「第三者性」は第三の人間の「第三者性」とは異なる。第三の人間とは、他なる人間の迎え入れとしての対面を中断し、近さない隣人の接近を断つ第三者である。このような第三の人間によって正義が始まるのである。(AE 191/340)

これまで見てきた「第三者」は、〈無限者〉<sup>14</sup>の「第三者性」を帯びたものであるのに対し、ここでは主体と他者の「対面」を中断するような第三の人間としての「第三者」の存在が指摘されている。端的に言えば、他者と同様に主体の前に具体的に現れる「第三者」の存在がここでは問題となっているのである。つまり、「自我と全体性」で指摘されていた、現象として現前する「排除された第三者」に、再び焦点が当たることになったのである。

レヴィナスは、この第三の人間としての「第三者」は、隣人すなわち「他者」とは異なるものであるものの、他者の隣人でありつつ、他者の同類ではないと述べている (AE 200/357)。この点については、「排除された第三者」にも共通する。だが、第三の人間としての「第三者」が介入することには、次のような特徴が見られる。

第三者の介入、それは比較しえないものの比較であり、〈他なるもの〉との関係にもとづいて、近さにもとづいて、問題に先立つ〈語ること〉の直接性にもとづいて〈同〉が主題化されることで

ある。ただし、認識することによる同一化それ自体が一切の他なるものの吸収であることに変わりはない。(AE 201/358、傍点は原著イタリック)

主体と他者の関係に、第三の人間としての「第三者」が介入することによって、それまでは「比較しえない」ものであった他者との関係が、比較されることになる。この比較は、現前する他者と「第三者」を認識すること、すなわち同一化することを意味する。第三の人間としての「第三者」と関わることは、他者との関係にあった「近さ」(proximité)<sup>15</sup>の非対称性を匡正するはたらきをもつ (AE 201/359)。それにより「顔は顔であることをやめる」ことになる (AE 201/359)。このとき、「私はこの第三者に対して全面的に責任を負うことができない」という事態に陥ってしまうのである (AE 200/357)。

このように、現象として現前する第三の人間としての「第三者」には、これまで見てきた主体と他者の関係における「不等性」や、「第三者」の「彼性」を否定するはたらきが見られる。こうした第三の人間としての「第三者」に表れる特徴は、主体と他者の関係にどのような影響を与えていたのであろうか。

## V 第三の人間としての「第三者」がもたらす「意識」と「問い」

『存在の彼方へ』において、前期から中期にかけて論じられていた「第三者」の定義とは異なる、第三の人間としての「第三者」という捉え方が現れてきた。前節では、その第三の人間としての「第三者」が、「不等性」や「彼性」を中断するはたらきを有している点について確認した。

第三の人間としての「第三者」は、主体に「比較しえないものの比較」を要請し、それに伴う認識や同化のはたらきをもたらす。言い換えれば、第三の人間としての「第三者」と関係することで、主体は「意識」のはたらきを有することになるのである。主体が自己の意識をもつこと、それは一見、前期から中期にかけて論じられていた「自己を起点とする」主体のありようを主体に再びもたらすようにも映る。だが、レヴィナスはこのときの「意識」について、次のように述べている。

意識は第三者の現前として生起する。第三者の現前から発する限りににおいて、意識は内存在性の我執からの超脱でありつづける。(AE 203-204/363、傍点は引用者)

つまり、第三の人間としての「第三者」の現前によってもたらされる「意識」は、「第三者」からもたらされたもの——主体が自ら得たものではないもの——である限りににおいて、「内存在性の我執」すなわち「自分のために」という存在のありようから脱することになると、レヴィナスは捉えているのである。それはいったい何故なのだろうか。

レヴィナスは、主体が「第三者」と関係する過程を、「責任から問題」への道程であると捉えている (AE 205/366)。彼は次のように述べている。

他者に対する責任は、問いに先立つ、猶予なき直接性であり、まさに近さである。ところが、第三者が介入するや否や、この近さはかき乱され、問題と化するのだ。(AE 200/357)

「他者を起点とする」主体のありようにおいては、他者に応答する主体は「何故なしに」、すなわち「問い」に先立つ状態で他者へと向かう。だが、第三の人間としての「第三者」と関わることによって、主体に「意識」が現前し、「比較しえないものの比較」や主題化が行われることになる。レヴィナスはこの事態を「責任の限界」としつつも、それが「正義をもって私は何をしなければならないのか」という「問い」が立ち現れる瞬間でもあると指摘する (AE 200/358)。

第三の人間としての「第三者」との関係によって、主体は「意識」を有することになるが、それは「正義をもって私は何をしなければならないのか」という「問い」へと主体を向かわせることを意味しているのである。前節で見たように、第三の人間としての「第三者」の介入によって、「顔」の顕現に伴う他者関係は中断を余儀なくされる。だが、この介入によって生じた「意識」によって、主体は「問い」を伴いながら他なるものとの新たな関係へと開かれることになるのである。その意味で第三の人間としての「第三者」を含めた主体と他者の関係は、「彼

性と私との無起源的な関係が裏切られる」ことであると同時に、「彼性との新たな関係の出来でもある」のである(4E 201/359-360、傍点は原著イタリック)。

以上、第4節と第5節では、後期思想以降の「第三者」の特徴について見てきた。この特徴から「死」を取り扱う教えにおいて死者が果たす役割や、死者が教師や生徒に与える影響について、どのように捉えることができるだろうか。

具体的には、「他なるもの」と直接的な関係をもたない教師が、「他なるもの」を取り上げながら生徒とともに学ぶという三つ目のタイプについて考えることができるだろう。この場合、死者は教師と直接的に関係のない「他なるもの」、正確には第三の人間としての「第三者」として、生徒と教師に現前することになる。それにより、生徒と教師、そして死者を含めた三者関係においては、非対称的な関係性が中断される。その代わりに生徒は教師と死者、教師は生徒と死者のそれぞれに対して、「正義をもって私は何をしなければならないのか」という「問い」を立てる機会を得る。この「問い」を通じて、教師と生徒のそれぞれが、「比較しえないものの比較」を行うような「意識」にもとづく応答へと開かれることになると考えられる。

## VI 三者関係の「暴力」に対する「問い」

ここまで、レヴィナス思想における「第三者」という概念が、主体と他者の関係のなかでどのように位置づけられ、どのような特徴を有していたかを確認してきた。そして、その特徴から「死」を取り扱う教えにおいて死者が果たす役割や、死者が教師や生徒に与える影響について、どのように捉えることができるかを検討してきた。

レヴィナス思想における「第三者」には、二者関係のなかに非現前として現前する「第三者」と、二者以上の関係として具体的に現前する「第三者」という二つの側面を見て取ることができた。前者の「第三者」は、他者に対する主体の「無限」の責任を駆動させる「彼性」を有するものであった。他方、後者の「第三者」は、そのような「無限」の責任を中断させたうえで、「意識」が立ち現れる主体に「問い」を立てることを可能にさせるものであった。そ

して、いずれの「第三者」にも共通していたのは、主体に対して「自己を起点とする」主体のありようとは異なるありようを、主体にもたらずという点である。

一般的なレヴィナス思想の理解として用いられる「他者に対する責任」という文脈は、その過剰さゆえに形而上学的な議論として捉えられることがある。しかし、「第三者」という概念に着目することで、それが実際の対人関係においてどのように現れるかということについて、具体的に検討できる余地が与えられるのではないだろうか。本稿ではその一例として、「死」を取り扱う教えにおける「他なるもの」との関係について検討してきた。

ところで、レヴィナスが展開してきた「第三者」の議論について、特に第三の人間としての「第三者」をめぐる論点そのものについて、検討を必要とする「問い」があるように思われる。例えば、「暴力」に対する「抵抗」のあり方についてである。

1975年に行われた対話「問いと応答」において、レヴィナスは次のように述べている。

私の抵抗が始まるのは、他者が私に加えていた害が、私の隣人である第三者に向けてなされたときです。……この第三者がこうむる暴力が、他者のふるう暴力を私たちが暴力的に阻止することを正当化するのは。(DQVI 134/164-165)

第3節以降で見てきたように、主体と他者の二者関係において、主体には他者に対して無限に、そして無条件に責任を負い、応答することが要請されていた。仮に、他者からののはたらきかけが暴力的なものであったとしても、応答が意志に先立つものであるがゆえに、主体は抵抗することができない。これに対して、第三の人間としての「第三者」が介入するとき、他者からの暴力に対し主体は抵抗を選択することが許されることになる。第三の人間としての「第三者」もまた、主体にとっての隣人である以上、「第三者」が害を被るということは避けなければならないと、レヴィナスは捉えているのである。

前節で見てきた論点を踏まえるならば、「第三者」の介入によって「意識」がもたらされた主体は、「正義をもって私は何をしなければならないのか」という「問い」を立てるのであって、他者からもたらさ



れる暴力に対して、「抵抗」という形で応えようとしたと捉えることができる。この場合、「正義」にもとづく「比較しえないものの比較」によってなされた「抵抗」であるがゆえに、暴力を阻止する力は正当化されると捉えることができる。

だが、ここでわれわれは、もう一步踏み込んだ「問い」を立てる必要があるのではないだろうか。それは、主体の抵抗としてなされる暴力的な阻止を「第三者」が正当化したとしても、阻止するためにはたらく力そのものは肯定されてよいものなのか、という「問い」である<sup>16</sup>。上記の対話においては、「第三者（たち）」が害を被ることはあってはならないと捉えられてはいるものの、「抵抗」する力を「暴力」と捉えているわけではない（*DQVI* 135/166）<sup>17</sup>。「第三者」によって正当化された「抵抗」であるがゆえに、それはあくまでも「自己を起点とした」存在のありようとしての行為とは異なるものではある。とはいえ、「第三者」によってもたらされた「正義」と、他者の暴力に対する抵抗としてはたらく力が「暴力」となる可能性との折り合いをどのようにつけるべきか、という点について「問い」を立てる必要があるのではないだろうか<sup>18</sup>。

## おわりに

以上、ここまでレヴィナス思想の前期から後期にわたる「第三者」概念の位置づけと、その特徴について確認し、その特徴を手がかりに「死」を取り扱う教えにおける「他なるもの」としての死者が果たす役割と、死者が教師や生徒に与える影響について検討してきた。また、「第三者」を含む主体と他者の関係における問題点として、「暴力」に対する「抵抗」というあり方について検討してきた。

冒頭でわれわれは、「死」を取り扱う教育を、三つのタイプの学び——1) 教師自身が病を抱えながら教壇に立つタイプの学び、2) 教師自身が大切な人を喪った経験や、病を抱えた人と関わった経験、そうしたものに立脚しながら、「死」と向き合うようなタイプの学び、3) 死者と直接的な関係をもたない教師が、「死」を取り上げるタイプの学び——に分類化した。このうちの二つ目と三つ目のタイプについて、「第三者」をめぐる論点を踏まえながら検討してきた。

一見すると、先の三つの分類は、死の身近さの度合いを表現するものとして、一人称（自身の死）、二人称（身近な他者の死）、三人称（疎遠な他者の死）という、死の人称の違いに対応した分類であるようにも映る。だが、ここでこのような分類を行ったのは、死との身近さを問題とするのではなく、死を含み込む人々の関係性に着目するためである。その点を踏まえると、一つ目のタイプは「死者（教師）－生者（生徒）」の二者関係、二つ目のタイプは「（死者と関わる）生者（教師）－生者（生徒）」の二者関係、三つ目のタイプは「死者－生者（教師）－生者（生徒）」の三者関係という構造として捉えることができる。

この点を踏まえたとき、「死」を取り扱う教育を実践する、あるいはその実践を評価する際には、その実践（一つ一つの場面）においてどのような関係性がはたらいっているのかという点に留意する必要があるだろう。とりわけ、集団でなされる実践においては、一人ひとりの生徒のなかに生じている自らのありようの変化が、二者関係、三者関係のそれぞれの位相でどのように生じているのか（あるいは生じていないのか）を丁寧に見ていく必要があるのではないだろうか<sup>19</sup>。

第3節や第5節で見てきたように、「第三者」としての死者が現前することによって、生徒や教師は「自己を起点とする」主体のありようとは異なるありようとして、「他なるもの」に応じる関係へと向かう可能性に開かれる。だが、それは、単に生徒の変化、教師の変化、という生者側の変化の問題だけに留めておいてよいものではない。第6節で見た他者に対する「抵抗」の正当化をめぐる問題は、「死」を取り扱う教えの場合、死者が生者の変化のための手段に回収されることの暴力性や、死者が生者にもたらす暴力性といった暴力の問題にもつながると考えられるためである。そうした問題に、「正義をもって私は何をしなければならないのか」、「抵抗」する力をどう捉えるかといった「問い」を立て、応答することが、われわれの今後の課題となる。

このように、レヴィナスによる「第三者」の論点を踏まえたとき、「死」を取り扱う教えは、生徒や教師に「死」が身近なものであるという気づきをもたらすのではなく、「自己を起点とする」のではない主体のありようとして「他なるもの」にどのよう

に応じればよいのかという「問い」を提起する機会となる。そして、死者はその「問い」を、無限の責任の次元と、正義の次元から、生徒と教師に絶えずもたらしているのである。

また、本稿で見てきた論点は、死者に限らない「他なるもの」との関係についても「問い」を立てる機会を提供するだろう<sup>20</sup>。それは、「多様性を尊重する」とか、国民と国家の関係といった文脈で用いられる「正義」の議論に、必ずしも直結できるわけではない<sup>21</sup>。だが、われわれは、そのような議論を問うときの主体のありようが「自己を起点とした」ものでないか、議論に伴う暴力についてどのように応えていけばよいかといった「問い」に触発されることになる<sup>22</sup>。「死」を取り扱う教育は、そうした主体のありようへと向かわせる機会にも開かれているのである。

## 凡例

レヴィナス (Emmanuel Lévinas) の著作からの引用については以下の略号を記し、スラッシュの後には邦訳の頁数を示した。訳については既刊の邦訳を参照し、適宜改訳した。[ ] 内は初出の年を示す。

AE : *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*, La Haye, Martinus Nijhoff, 1991 [1974]. = 1999 『存在の彼方へ』(合田正人訳)、講談社学術文庫

DQVI : *De Dieu qui vient à l'idée*, Paris, Vrin, 1992 [1982]. = 1997 『観念に到来する神について』(内田樹訳)、国文社

EDE : *En découvrant l'existence avec Husserl et Heidegger*, Paris, Vrin, 2010 [1949]. = 1996 『実存の発見』(佐藤真理人ほか訳)、法政大学出版社

EN : *Entre nous ,Essais sur le penser-à-l'autre*, Paris, Grasset, Le Livre de Poche, 2010 [1991]. = 1993 『われわれのあいだで』(合田正人訳)、法政大学出版社

TI : *Totalité et infini. Essai sur l'extériorité*, La Haye, Martinus Nijhoff, 1980 [1961]. = 2005, 2006 『全体性と無限』(上・下)(熊野純彦訳)、岩波文庫

## 注

<sup>1</sup> 「いのち」を大切にするための実践に対しては、いくつもの検討がなされている。特に、鶏や豚などを飼育して殺して食べるという実践をめぐるのは、その是非やあり方について検討している田中(2012)や河野(2015)、実践を経験した生徒へのインタビューをもとにその意義を検討した村井(2000a; 2000b)などがある。

<sup>2</sup> 以下、本稿で表記する「他なるもの」としての「死者」には、「死」と直面している者、もしくは「死」に直面したことのある者も含まれている。

<sup>3</sup> 一つ目のタイプ、すなわち教師自身が「死」と直面している状況での学びについても、いくつかの実践がなされている。代表的なものとしては茅ヶ崎市立浜之郷小学校の校長・大瀬敏昭氏による実践がある。大瀬氏の実践をめぐる考察としては、朴(2016)第3章第3節を参照されたい。

<sup>4</sup> レヴィナス思想における三人称の位置づけについて、例えばエスポジト(2011)は次のように述べている。「レヴィナスは、私と君との関係を再定義するよりも前から、この両極を脱中心化するための遠近法的なアングルとして、あるいは付随的なほころびとして、三人称を根本から認識している」(エスポジト 2011: 191頁)。同様にエスポジトは、三人称の問題が「レヴィナスの理論的な頂点であると同時に内的な危機の点でもあり、その苦悩であると同時に限界でもあるもの」と指摘する(同上: 191頁)。

<sup>5</sup> それぞれの主体のありようについては、村田(2008)第1章・第2章を参照されたい。

<sup>6</sup> レヴィナス思想において、主体をめぐる概念として「自我」(moi)、「自己」(soi)、「私」(je)などが用いられているが、これらの概念の使い分けのうちに「自己を起点とする」主体と「他者を起点とする」主体のあいだにある両義性を見ることができる。この両義性に関しては、前期思想に注目したものとして田中(2015)を、中期から後期に注目したものとして笠間(2003)を、それぞれ参照されたい。

<sup>7</sup> この「閉じた社会」という表現は、ベルクソンの『道徳と宗教の二源泉』(1932)を想起させ



- る。「自我と全体性」を含む『われわれのあいだで』の他の論考においても、ベルクソンの用語や文脈が関係する箇所が見られる。その意義を読み解くためのレヴィナス思想とベルクソンの関係性については、合田正人による同書の「訳者あとがきに代えて」(EN 352-359頁)を参照されたい。
- <sup>8</sup> 「排除された第三項」(le tiers exclu) という術語は、後期の『存在の彼方へ』においても散見される。レヴィナスの文脈では「排除された第三項」は否定的な捉え方がなされているが、例えば今村(1982)のように、「排除された第三項」を、社会関係の形成と運動にはたらく根源的な現象としての「相互性」が維持されるために必要であると捉える立場も存在する(今村1982:27-29)。
- <sup>9</sup> 橋本(2006)もまた、他者の身代わりとなる主体の受動性のうちに「不可逆性」(irréversibilité)を見て取り、主体と他者のあいだに身代わりとなったことを証言してくれる第三者は不在である、と指摘している(橋本2006:61)。
- <sup>10</sup> ただし、松葉(2016)が指摘するように、「第三者」とそれに関連する「正義」は、前期から中期、後期のそれぞれで明確に区別されるものではない(松葉2016:126参照)。
- <sup>11</sup> フランス語の« droiture »には本来、「正しさ」や「正直」「実直」といった意味が含まれている。『全体性と無限』においてレヴィナスは、主体の外部性への〈渴望〉(Désir)は〈語り〉(Discours)のうちで作動するものであり、〈語り〉は「正義として、顔を迎え入れる直行性のなかで現前」と指摘している(TI 54/上151)。このように、直行性と正義は密接に関わりあっている。ゆえに、二者関係における「正義」という視点についても検討する必要がある。
- <sup>12</sup> この引用の直前でレヴィナスは、「彼性」がフランス語の「彼」とラテン語の「それ」をもとにした造語である、と述べている(AE 15/45)。
- <sup>13</sup> この「彼性」の特徴があることで、「第三者」を含めた他者への責任の連鎖は、『人類』という概念的統一性を有することも、『類似』に立脚することも、血縁、地縁関係に還元されることもない(合田1990:86-87)ものとして捉えることができる。
- <sup>14</sup> レヴィナスは「彼性」を、次の引用のように「無限者」の迂路ないし逸脱と捉えている。「無限者は顔を起点としてある迂路を辿る。いや無限者はほかならぬ痕跡の謎のなかで、この迂路をも迂回する」(AE 15/45)。また、岡田(1999)が『顔』としての〈無限者 l'Infini〉は『神』としての〈無限者〉へとシフトしていく(岡田1999:29)と述べているように、この「無限者」と呼ばれているものは、「神」と密接に関わっている。主体と他者の関係における「神」の位置づけについては、機を改めて検討したい。
- <sup>15</sup> レヴィナス思想における「近さ」概念の位置づけについては、山口(2015)を参照されたい。
- <sup>16</sup> 例えばこのような問いは、中東戦争に関する公平さを欠いたレヴィナスの発言などにおいても指摘される(岡田1999:32)。この点について伊原木(2010)は、「当時のレヴィナスの下した政治的判断の当否ではなく、レヴィナス正義論の構成上の危うさ」が真に問われるべきものであると主張する(伊原木2010:163)。
- <sup>17</sup> ここでの議論に似たものとして、1982年に行われたインタビュー「哲学、正義、愛」において、「死刑執行人」が第三の人間として取り上げられる場面がある。「死刑執行人は〈顔〉をもつか」という問いかけに対してレヴィナスは、「自己防衛に問題があるとしても、『死刑執行人』は隣人を脅かす者、この意味において暴力を呼び寄せる者であり、もはや〈顔〉をもちません」と答えている。ただし、この考えと矛盾するものではないという留保を加えたうえで「私はこの考えにただちに、第三者への配慮、ひいては正義をつけ加えます」と述べている。つまり、死刑執行人をめぐる「問い」がここから始まることになるのである。レヴィナスはこの点についても「正義ならびに他の人間、私の隣人の防衛を起点として始まるのであって、私に関わる脅威を起点として始まるのではまったくありません」と、あくまでも「自己を起点とした」主体のありようとしての「問い」ではないと指摘している(EN 115/148)。
- <sup>18</sup> 『存在の彼方へ』を含む後期思想においてレヴィ

ナスは、「懐疑論」に着目する。例えば「問いと応答」のなかで、「懐疑的」ということは「問いを立てる」ということを意味し、起源的態度としての問いかけが「応答可能性=有責性」(responsabilité)になると指摘している(DQVI 138/169)。また、伊原木(2010)は、この「問い」が立ち上がるのは、「正義」の次元にある「疾しさ」によるものであると指摘する(伊原木 2010:174-178)。

<sup>19</sup> 教育関係においては、二者関係を基本とし、一対多の関係であっても、人間の基本的な存立の単位を「二人ずつ」に見出そうとする立場もある。例えば、吉田(2007)は、ブーバーの「対話」が「〈二人して語る〉対話」(Zwiesprache)であるという点に着目し、そのような「二人ずつ主義」の「〈二人して語る〉対話」に全体性を見る全体観を、「対話的全体観」と呼ぶ(吉田 2007:163)。吉田は、主体と他者の関係をめぐるブーバーの「相互性」に対するレヴィナスの批判を踏まえた「対話」概念のポジティブな意味を、ブーバーとともに見ているが、ブーバーのスタンスと、レヴィナスの「彼性」を含めた関係性との異同をどのように捉えられるのかは、機を改めて検討したい。また、三者関係の利点を見出そうとする立場としては、松田(2009)や宮澤(2011)などが挙げられる。とりわけ宮澤は、教育関係における三者関係に、「あこがれにあこがれる」という模倣のはたらきや、無意識のはたらき、そして暴力を誘発するはたらきを見ている。

<sup>20</sup> 人間や社会の形成に関する問題としては、例えば磯前(2012)が指摘するような、資本主義のもたらす地域格差や、身近な人間や故郷を喪失した人々の悲哀といった「苦の現場」をめぐる議論なども挙げることができる(磯前 2012:163)。

<sup>21</sup> 小手川(2015)はレヴィナスの「第三者」論が、個人が先か共同体が先かという二者択一に陥らないような、新たな政治哲学の可能性を切り開いていると指摘する(小手川 2015:210)。

<sup>22</sup> 暴力をめぐる問題については、註8で参照した今村(1982:1992)による議論が参考になる。今村によれば、人間の尺度を超えた自然のなか

においても、その歴史には「荒ぶる力」(今村 1992:9)と呼びうるようなはたらきがあり、これが人間史的尺度の範囲内において「暴力」や「権力」として現れることになるという。今村は「あらゆる社会関係は、例外なく、その内に荒ぶる力を内在させている」(今村 1982:151)ことを、社会哲学的な考察を通して論証している。この点について、例えばレヴィナスの場合、「私は教えにおいて、〈他者〉から暴力的ではないしかたで動かされる」(TI:22=上81)と述べるように、「教え」などのある側面に表れる非暴力性について論じている。本稿で見た抵抗としての暴力と、この非暴力性との関係をレヴィナス思想においてどう捉えればよいかという点については、機を改めて検討したい。

#### 参考文献

- 磯前順一 2012「複数性と排除——「他者なき他者」の世界を生きるために」『東京大学宗教学年報』(30)、155-166頁  
 伊原木大祐 2010『レヴィナス 犠牲の身体』創文社  
 今村仁司 1982『暴力のオントロジー』勁草書房  
 今村仁司 1992『排除の構造』ちくま学芸文庫  
 岡田篤志 1999「レヴィナス他者論における第三者の境位について」『アルケー』(7)、24-34頁  
 笠間奈保子 2003「レヴィナスにおける「自我」——「自己」への回帰可能性——」『聖心女子大学大学院論集』(25)、117-136(169-188)頁  
 合田正人 1990「レヴィナスの場所」『哲学』(40)、73-92頁  
 河野桃子 2015「「いのちの大切さ」を教えるには?——「いのちの教育」のあり方を考える——」井藤元編『ワークで学ぶ教育学』ナカニシヤ出版、202-215頁  
 小手川正二郎 2015『甦るレヴィナス——『全体性と無限』読解』水声社  
 田中智志 2012『教育臨床学——〈生きる〉を学ぶ』高陵社書店  
 田中葉摘 2015「レヴィナスの初期思想における「主体」の両義性について」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』第39号、71-90頁  
 朴シネ 2015『死の力——死と向き合う教育——』晃洋書房  
 橋本由美子 2006「レヴィナス——第三者の不在」『人文研紀要』第58号、45-63頁  
 松田道雄 2009『関係性はもう一つの世界をつくり出す——人間活動論ノート』新評論  
 松葉類 2016「レヴィナスによる二つの第三者論:「眼差しの中の第三者」と「隣人の隣人」」『宗教学研究紀要』(12) 118-131頁  
 宮澤康人 2011『〈教育関係〉の歴史人類学——タテ・ヨコ・ナナメの世代間文化の変容——』学文社  
 村井淳志 2000a「「ニワトリを殺して食べる授業」の隠れたメッセージ(上)——鳥山敏子『いのちに触れる』の元生徒の聞き取りから——」『教育』(50-4)、113-124頁

- 村井淳志 2000b 「「ニワトリを殺して食べる授業」の隠れたメッセージ（下）——鳥山敏子『いのちに触れる』の元生徒の聞き取りから——」『教育』（50-5）、111-120頁
- 村田知子 2008 「レヴィナスにおける「第三者」の概念——「責任」の問い直しについて——」『大谷大学大学院研究紀要』（25）、119-143頁
- 山口美和 2015 「エマニュエル・レヴィナスの思想における「近さ」の意味」『教育哲学研究』第111号、111-129頁
- 吉田敦彦 2007 『プーバー対話論とホリスティック教育——他者・呼びかけ・応答——』勁草書房
- ロベルト・エスポジト 2011 『三人称の哲学——生の政治と非人称の思想——』（岡田温司監訳、佐藤真理恵ほか訳）、講談社